

1 調査名称：大和高田市都市計画道路見直し検討業務

2 調査主体：大和高田市

3 調査圏域：大和高田市全域

4 調査期間：令和4年度～令和5年度

5 調査概要：

本市は、令和2年国勢調査時点で人口は減少傾向が続いており、平成22年から令和2年の10年間で約9.8%減少しています。また、65歳以上の高齢者人口が増加傾向にある一方、生産年齢人口は減少傾向にあるため、高齢者の運転免許返納などの理由により一定の自動車利用者数の減少の可能性も考えられます。

このような社会情勢の変化にともない、自動車を利用する人口が減少する可能性が考えられることから、「未着手」の都市計画道路については、計画当初と比べてその必要性が現時点では認められなくなっている可能性があります。また、未着手であるため、交通渋滞の発生等の課題が残っている地域もあります。さらには、都市計画決定後も未着手の状態が長く続くと、地権者には長期にわたり建築制限を強いることにもなります。

以上を踏まえ、未着手の都市計画道路について「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン（平成22年7月、奈良県）」に基づき、現在の社会経済情勢や「大和高田市まちづくりの指針（令和2年3月）」「大和高田市都市計画マスタープラン（令和5年3月）」などで示される本市の目指すべき都市将来像に対応した、真に必要な都市計画道路網として改めてその必要性を検証し、見直し方針を作成することとします。

I 調査概要

1 調査名称：大和高田市都市計画道路見直し検討業務

2 報告書目次

1. 都市計画道路の見直しの背景と目的

2. 都市計画道路の見直し方針の検討

2－1. 見直し方針の検討の考え方

(1) 基本方針

(2) 見直し方針の検討手順

2－2. 未着手都市計画道路の抽出

(1) 見直し方針の検討対象路線（区間）の抽出

2－3. 見直し方針の検討

(1) 【STEP 1】必要性の検証

(2) 【STEP 2】代替性の検証

(3) 【STEP 3】廃止による影響検証

2－4. 都市計画道路の見直し方針の検討

【参考】カルテ

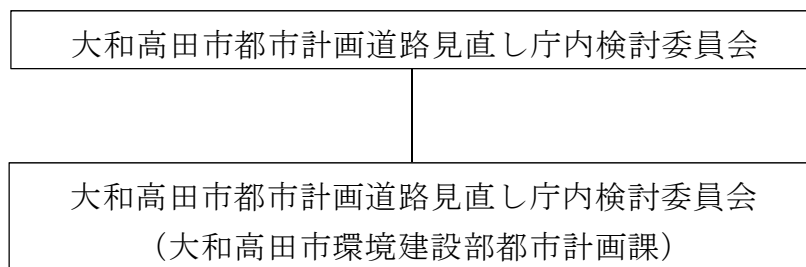
① 大和高田当麻線

② 五ヶ所五位堂線

③ 西大路線

④ 本郷大中線

3 調査体制



4 委員会名簿等：

大和高田市都市計画道路見直し庁内検討委員会

役職	所属・役職
委員長	環境建設部長
副委員長	都市計画課長
委員	企画創生課長
	総務課長
	危機管理課長
	生活安全課長
	まち振興課長
	土木管理課長
	学校教育課長
	下水道課長
	水道工務課長
オブザーバー	未来まちづくり局課長
	奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課 奈良県県土マネジメント部高田土木事務所計画調整課

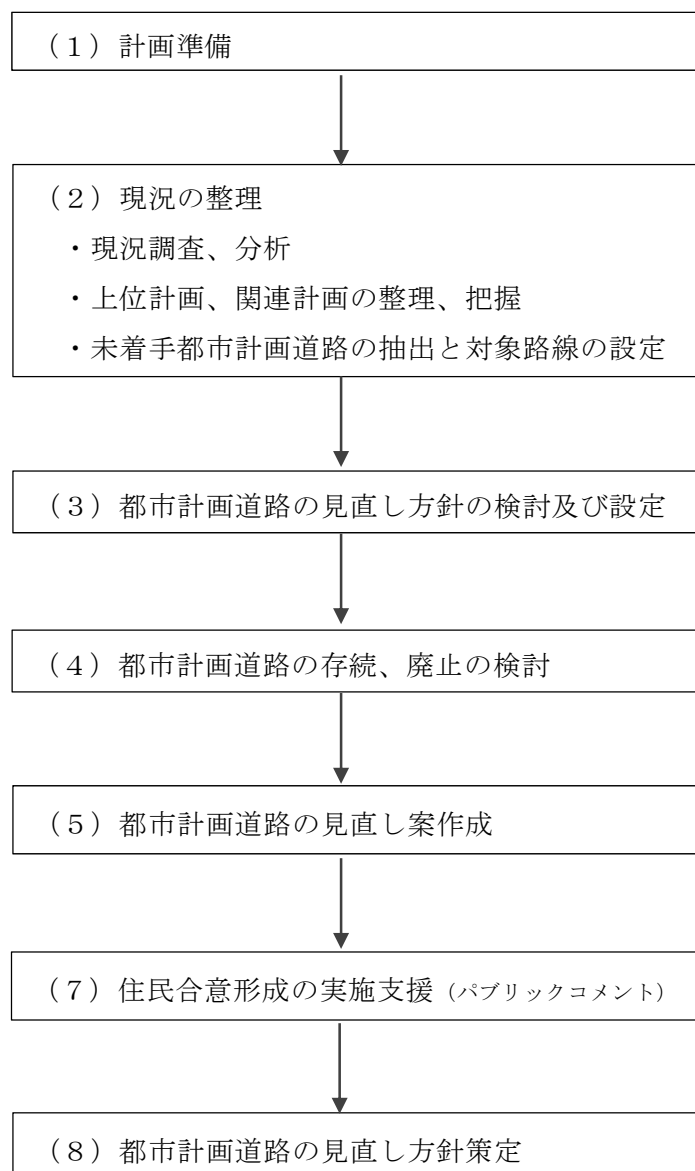
Ⅱ 調査成果

1 調査目的

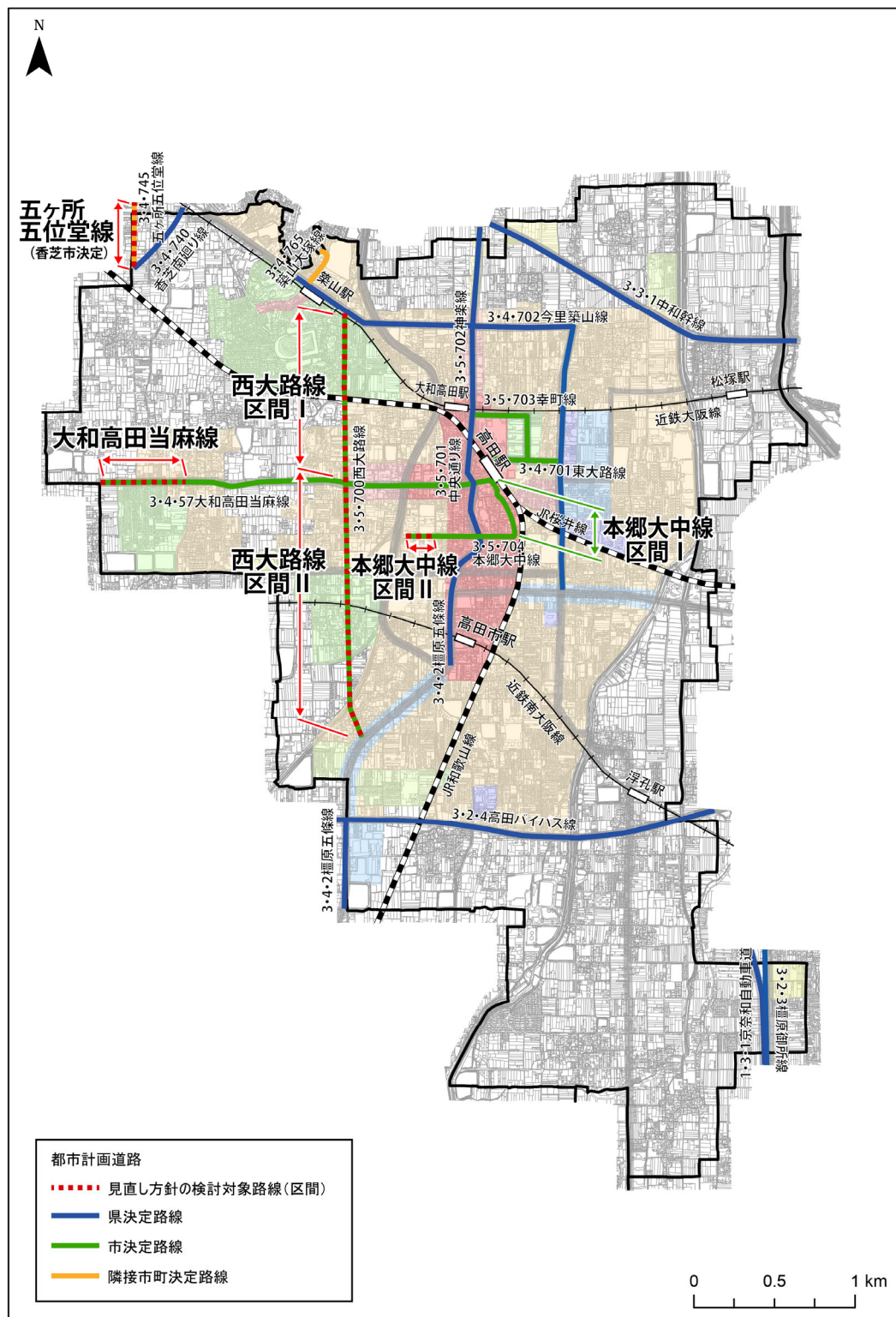
長期未着手の都市計画道路について、将来交通量や市民ニーズなどを踏まえつつ、改めて必要性の検証を行い、廃止も含めて、必要に応じて都市計画の見直しを検討するものである。

平成 22 年に策定された「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」に基づき、現在の社会経済情勢や大和高田市まちづくりの指針、大和高田市都市計画マスタープランなどで示した本市の目指すべき都市将来像に対応した、真に必要な都市計画道路網について検討し、見直し素案を策定することを目的とする。

2 調査フロー



3 調査圏域図 大和高田市



4 調査成果

大和高田市都市計画道路見直し方針 概要

1. 都市計画道路の見直しの背景と目的

都市計画道路は、都市における円滑な交通を確保し、健全で良好な市街地の形成を図るとともに、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を支えるため、都市計画法に基づいてルートや幅員などが定められた都市の骨格となるものです。

これまでの都市計画は、人口増加・市街地の拡大を前提として計画を行ってきましたが、人口減少・高齢化社会の到来、人口増加に合わせて拡大してきた市街地の低密度化等に伴い、成長型から成熟型（都市機能の集約・コンパクトなまちづくり）への変化が求められています。

大和高田市においては、令和 2 年国勢調査時点で人口は減少傾向が続いており、平成 22 年から令和 2 年の 10 年間で約 9.8%減少しています。また、65 歳以上の高齢者人口が増加傾向にある一方、生産年齢人口は減少傾向にあるため、高齢者の運転免許返納などの理由により一定の自動車利用者数の減少の可能性も考えられます。

このような社会情勢の変化にともない、自動車を利用する人口が減少する可能性が考えられることから、「未着手」の都市計画道路については、計画当初と比べてその必要性が現時点では認められなくなっている可能性があります。また、未着手であるため、交通渋滞の発生等の課題が残っている地域もあります。さらには、都市計画決定後も未着手の状態が長く続くと、地権者には長期にわたり建築制限を強いることにもなります。

以上を踏まえ、未着手の都市計画道路について「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン（平成 22 年 7 月、奈良県）」に基づき、現在の社会経済情勢や「大和高田市まちづくりの指針（令和 2 年 3 月）」「大和高田市都市計画マスタープラン（令和 5 年 3 月）」などで示される本市の目指すべき都市将来像に対応した、真に必要な都市計画道路網として改めてその必要性を検証し、見直し方針を作成することとします。

2. 都市計画道路の見直し方針の検討

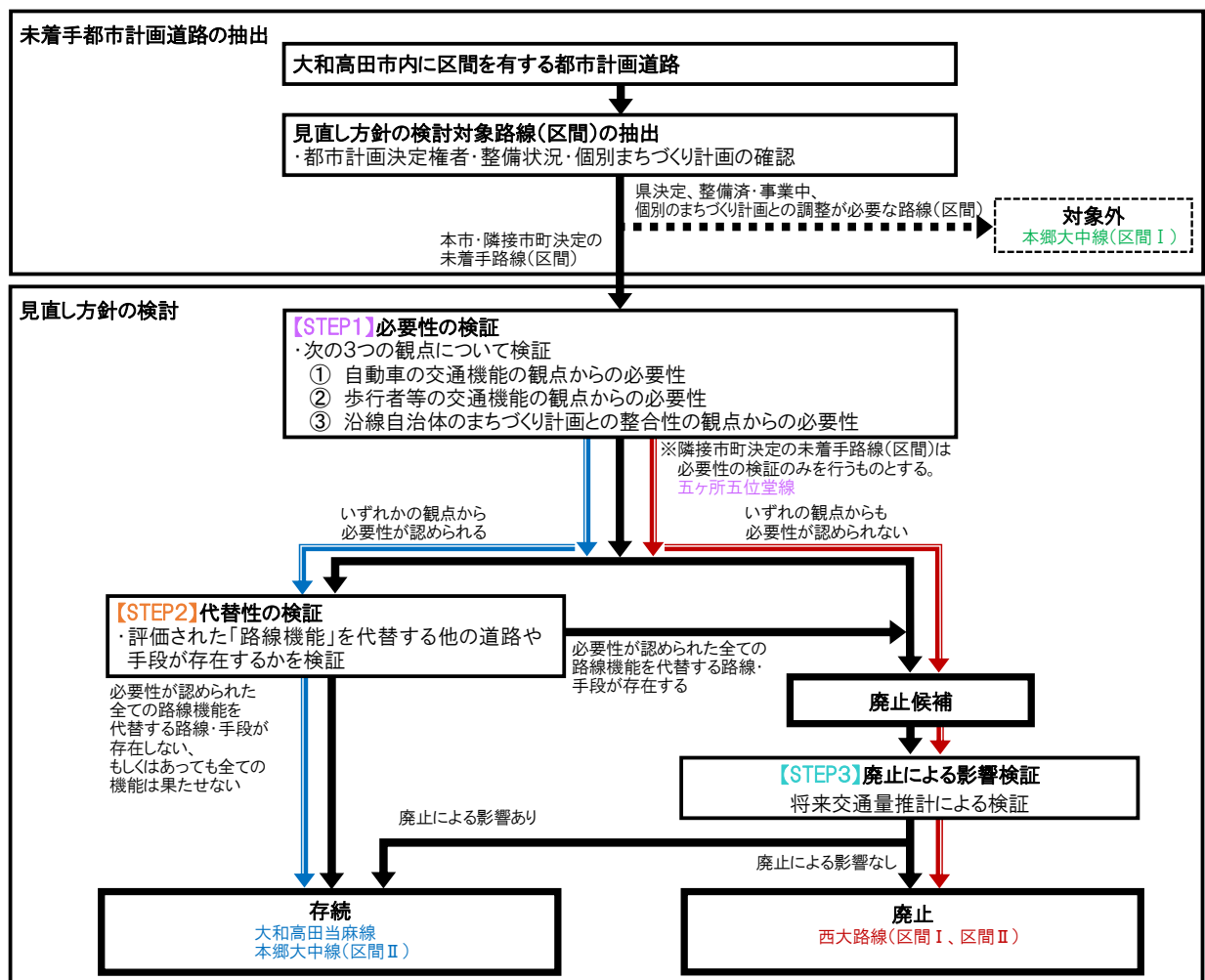


図 都市計画道路の見直し方針の検討手順

検証項目					評価基準
Ⅰ 自動車の交通機能の観点	通機 行能	円滑性	現道や並行道路の混雑状況・混雑緩和への寄与	I-①	・「令和3年度道路交通センサス」及び令和5年に市で実施した交通量調査で混雑度が1.25以上の区間が、現道や並行道路にある路線（区間）
			「渋滞箇所」指定の有無	I-②	・「令和5年度第1回奈良県渋滞対策協議会」が指定する「主要渋滞箇所」が、現道や並行道路にある路線（区間）
			ボトルネック踏切の混雑緩和への寄与	I-③	・国土交通省が指定する「緊急に対策の検討が必要な踏切（カル踏切）」（令和4年12時点）が、現道や並行道路にある路線（区間）
		ネットワーク性	マスタープラン等での位置づけの有無	I-④	・「奈良県道路整備基本計画」（令和元年10月）において、事業中・事業予定箇所に指定されている路線（区間）
				I-⑤	・「大和都市計画及び吉野三町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（令和4年5月）で地域連携軸、「大和高田市都市計画マスタープラン」（令和5年3月）で広域交流軸、地域交流軸のいずれかに位置づけられている路線（区間） ・「市立病院の移転候補地としての計画」や「まちづくりに関する包括協定（常光寺池公園周辺地区のまちづくり）」等、個別のまちづくり計画で位置付けられている路線（区間）
			隣接市町との連携強化	I-⑥	・市域を跨ぐ都市計画決定がなされ、隣接市町との連続性の確保が必要な路線
	アクセス機能	交通結節点利用	事故危険性の低下への寄与	I-⑦	・国土交通省・警察庁が指定する「事故危険箇所」が、現道や並行道路にある路線（区間）
			主要駅へのアクセス性向上	I-⑧	・市内外からの来訪者が見込まれる大和高田さざんかホール、歴史地区、商店街相互と、市内の主要3駅（近鉄大和高田駅、JR高田駅、近鉄高田市駅）とを連絡する路線（区間） ※歴史地区は「大和高田市都市計画マスタープラン」（令和5年3月）で位置づけられている
Ⅱ 歩行者等の交通機能の観点	通機 行能	安全性	事故危険性の低下への寄与	Ⅱ-①	・国土交通省・警察庁が指定する「事故危険箇所」が、現道や並行道路にある路線（区間）
			歩道・自転車道の安全な通行環境の確保への寄与	Ⅱ-②	・令和3年度大和高田市通学路合同点検で、通学路危険区間・箇所が、現道にある路線（区間）
				Ⅱ-③	・「あんしん歩行エリア」内に位置する路線（区間）
		ネットワーク性	歩行者・自転車の通行空間のネットワーク形成	Ⅱ-④	・奈良県が指定するサイクリングロード「奈良まほろばサイクリング」に、位置づけられている路線（区間）
		円滑性	高齢者・障がい者等の円滑な通行環境の確保への寄与	Ⅱ-⑤	・バリアフリー法に基づき、国土交通省により特定道路に指定されている路線（区間）
Ⅲ 自治体のまちづくり計画との整合性	市街地形成機能	都市構造・土地利用誘導形成	企業立地・観光振興の位置づけのある路線	Ⅲ-①	・「大和都市計画及び吉野三町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（令和4年5月）で観光交流拠点、観光交流軸、「大和高田市都市計画マスタープラン」（令和5年3月）で都市拠点、シビックコア拠点のいずれかに位置づけられている路線（区間）
		街区形成	面的整備地内の街区形成	Ⅲ-②	・土地区画整理事業や再開発事業等の面的整備地区内に位置する路線（区間）
	防災機能	避難・救援	災害時の通行空間の確保	Ⅲ-③	・緊急輸送道路(第1次、第2次)に位置づけられている路線（区間）（平成30年4月1日時点）
				Ⅲ-④	・「大和高田市地域防災計画」において、避難路として位置づけられている路線（区間）、あるいは市役所、避難地・避難所、病院、消防署、警察署に接している路線（区間）
		災害防止	火災の延焼防止への寄与	Ⅲ-⑤	・国土交通省が指定する「地震時等に著しく危険な密集市街地」内に位置する路線（区間）（令和3年3月時点）
	環境空間機能	景観形成・沿道環境保全	景観形成・沿道環境保全への寄与	Ⅲ-⑥	・「大和高田市都市計画マスタープラン」（令和5年3月）で位置づけられている、景観保全地区内に位置する路線（区間）
	収容機能	交通施設の収容	交通施設の収容空間の位置づけの有無	Ⅲ-⑦	・駅前広場や駐車場、駐輪場の整備がともなう路線（区間）

表 本市における検証項目・評価基準

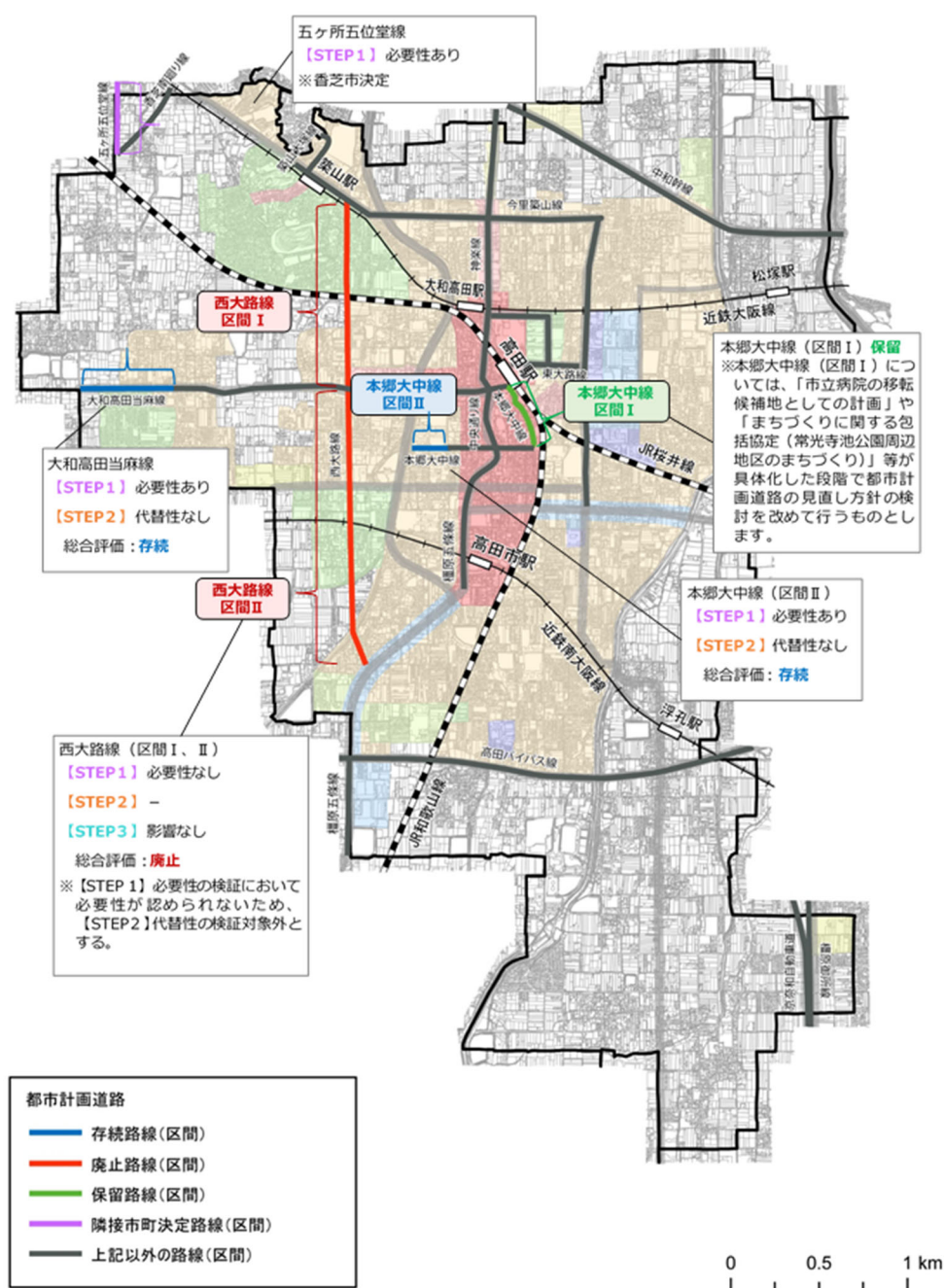


図 都市計画道路の見直し方針